

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条（郵便に関する料金） 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む料金の水準を上回らないものであつて、会社の経営の状況に照らして適切なものでなければならない。</p> <p>（料金）</p> <p>第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第五項の規定により認可を受けるべきもの及び第七項の規定により届け出るべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <p>一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む料金の水準を上回らないものであつて、会社の経営の状況に照らして適切なものであること。</p> <p>二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。第六項第一号において同じ。）間の運送を要しない郵便物の料金を除く。）。</p>	<p>第三条（郵便に関する料金） 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むもの</p> <p>（料金）</p> <p>第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第三項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 （同上）</p> <p>一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むもの</p> <p>であること。</p> <p>二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。第四項第一号において同じ。）間の運送を要しない郵便物の料金を除く。）。</p>

<p>三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第六項第二号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（以下この条及び第七十一条において「定形郵便物」という。）の料金の額が、次項の規定により認可を受けた上限の</p>	<p>三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。</p>
<p>四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。</p> <p>五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。</p> <p>六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。</p> <p>七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>	<p>四 (同上)</p> <p>五 (同上)</p> <p>六 (同上)</p> <p>七 (同上)</p>
<p>3 会社は、定形郵便物の料金の上限の額を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 総務大臣は、前項の認可の申請に係る定形郵便物の料金の上限の額が郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形郵便物の料金の水準を超えないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>3 (同上)</p>
<p>6 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。</p>	<p>4 (同上)</p>

<p>一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く。）。</p> <p>二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。</p> <p>三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。</p> <p>四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>7 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を除き、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金に限る。）を定め、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。</p>	<p>5 (同上)</p>
<p>8 第二項（第一号から第四号までを除く。）の規定は、前項の料金について準用する。</p>	<p>6 (同上)</p>
<p>9 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>(料金等の変更命令)</p>	<p>7 (同上)</p> <p>(料金等の変更命令)</p>
<p>第七十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金（第六十七条第三項の規定により認可を受けた定形郵便物の料金の上限の額を含む。）<u>、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができ</u>る。</p> <p>(審議会等への諮問)</p>	<p>第七十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金<u>、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができ</u>る。</p> <p>(審議会等への諮問)</p>
<p>第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をい</p>	<p>第七十三条 (同上)</p>

う。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項若しくは第五項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

第八十七条（不当に郵便の役務を提供する等の罪） 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第六十七条第一項の規定により届け出た料金、同条第五項の規定により認可を受けた料金若しくは同条第七項の規定により定め、若しくは変更した料金又は第六十八条第一項の規定により認可を受けた郵便約款によらないで郵便の役務を提供したとき。

二 第七十条第一項の規定に違反して郵便業務管理規程の認可を受けなかつたとき。

三 第七十一条の規定による命令に違反したとき。

四 第七十二条第一項の規定に違反して郵便の業務の一部を委託したとき。

第八十九条（報告をしない等の罪） 第六十七条第九項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした会社の取締役又は執行役は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十一条（収支状況を公表しない場合等の過料） 第六十七条第九項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二（同上）

三（同上）

第八十七条（不当に郵便の役務を提供する等の罪） 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第六十七条第一項の規定により届け出た料金、同条第三項の規定により認可を受けた料金若しくは同条第五項の規定により定め、若しくは変更した料金又は第六十八条第一項の規定により認可を受けた郵便約款によらないで郵便の役務を提供した者

二 第七十条第一項の規定に違反して郵便業務管理規程の認可を受けなかつた者

三 第七十一条の規定による命令に違反した者

四 第七十二条第一項の規定に違反して郵便の業務の一部を委託した者

第八十九条（報告をしない等の罪） 第六十七条第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした会社の取締役又は執行役は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十一条（収支状況を公表しない場合等の過料） 第六十七条第七項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（料金）</p> <p>第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便役務に関する料金（一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 配達地により異なる額が定められていないこと（一般信書便事業者の事業所においてその引受けを行う信書便物であつて、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所（主として信書便物の区分を行う事業所をいう。）間の運送を要しない信書便物に係る料金を除く。）。</p> <p>二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であつて、その重量が二十五グラム以下のもの（以下この条及び第二十七条第三号において「定形信書便物」という。）に係る料金の額が、次項の規定により認可を受けた上限の額を超えないものであること。</p> <p>三 定率又は定額をもって明確に定められていること。</p> <p>四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>	<p>（料金）</p> <p>第十六条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であつて、その重量が二十五グラム以下のもの に係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p>

3| 一般信書便事業者は、定形信書便物の料金の上限の額を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(新設)

4| 総務大臣は、前項の認可の申請に係る定形信書便物の料金の上限の額が一般信書便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形信書便物の料金の水準を超えないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

(新設)

(事業改善の命令)

第二十七条 総務大臣は、一般信書便事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般信書便事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

(事業改善の命令)

第二十七条 (同上)

一 事業計画、信書便約款又は信書便管理規程を変更すること。

二 一般信書便役務に関する料金が第十六条第二項各号のいずれかに適合していないと認められる場合において、当該料金を変更すること。

三 第十六条第三項の規定により認可を受けた定形信書便物の料金の上限の額が一般信書便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形信書便物の料金の水準を超えると認められる場合において、当該上限の額を変更すること。

四 前三号に掲げるもののほか、事業の運営を改善するために必要な措置をとること。

(新設)

(準用)

第三十四条 第八条の規定は特定信書便事業の許可について、第十条から第十四条まで、第十九条第三項、第二十条から第二十八条まで

(準用)

第三十四条 第八条の規定は特定信書便事業の許可について、第十条から第十四条まで、第十九条第三項、第二十条から第二十八条まで

(準用)

第三十四条 第八条の規定は特定信書便事業の許可について、第十条から第十四条まで、第十九条第三項、第二十条から第二十八条まで

(第二十七条第二号及び第三号を除く。)の規定は特定信書便事業者についてそれぞれ準用する。この場合において、第八条、第十一条、第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十八条中「第六条」とあるのは「第二十九条」と、第十条中「第七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第三十条第一項第一号又は第三号」と、第十二条第二項、第十三条第三項及び第十四条第三項中「第九条」とあるのは「第三十一条」と、第十九条第三項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、「一般信書便役務以外の信書便の役務」とあるのは「特定信書便役務」と、第二十七条第四号中「前三号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとする。

(審議会等への諮問)

第三十八条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(次条第二項において「審議会等」という。)に諮問しなければならない。

一 第二条第四項第二号、同条第七項第三号、第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項(第三十四条において準用する場合を含む。)、第十六条第三項、第十七条第一項、第二十二条第一項(第三十四条において準用する場合を含む。)若しくは第三十三条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第二十七条(第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による命令をし、又は第二十八条第一号(第三十四条において

(第二十七条第二号)を除く。)の規定は特定信書便事業者についてそれぞれ準用する。この場合において、第八条、第十一条、第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十八条中「第六条」とあるのは「第二十九条」と、第十条中「第七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第三十条第一項第一号又は第三号」と、第十二条第二項、第十三条第三項及び第十四条第三項中「第九条」とあるのは「第三十一条」と、第十九条第三項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、「一般信書便役務以外の信書便の役務」とあるのは「特定信書便役務」と、第二十七条第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとする。

(審議会等への諮問)

第三十八条 (同上)

一 (同上)

二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項(第三十四条において準用する場合を含む。)、第十七条第一項、第二十二条第一項(第三十四条において準用する場合を含む。)若しくは第三十三条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 (同上)

準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しをしようとするとき。

四 第三十三条第三項に規定する標準信書便約款を制定し、又は改廃しようとするとき。

四
(同上)